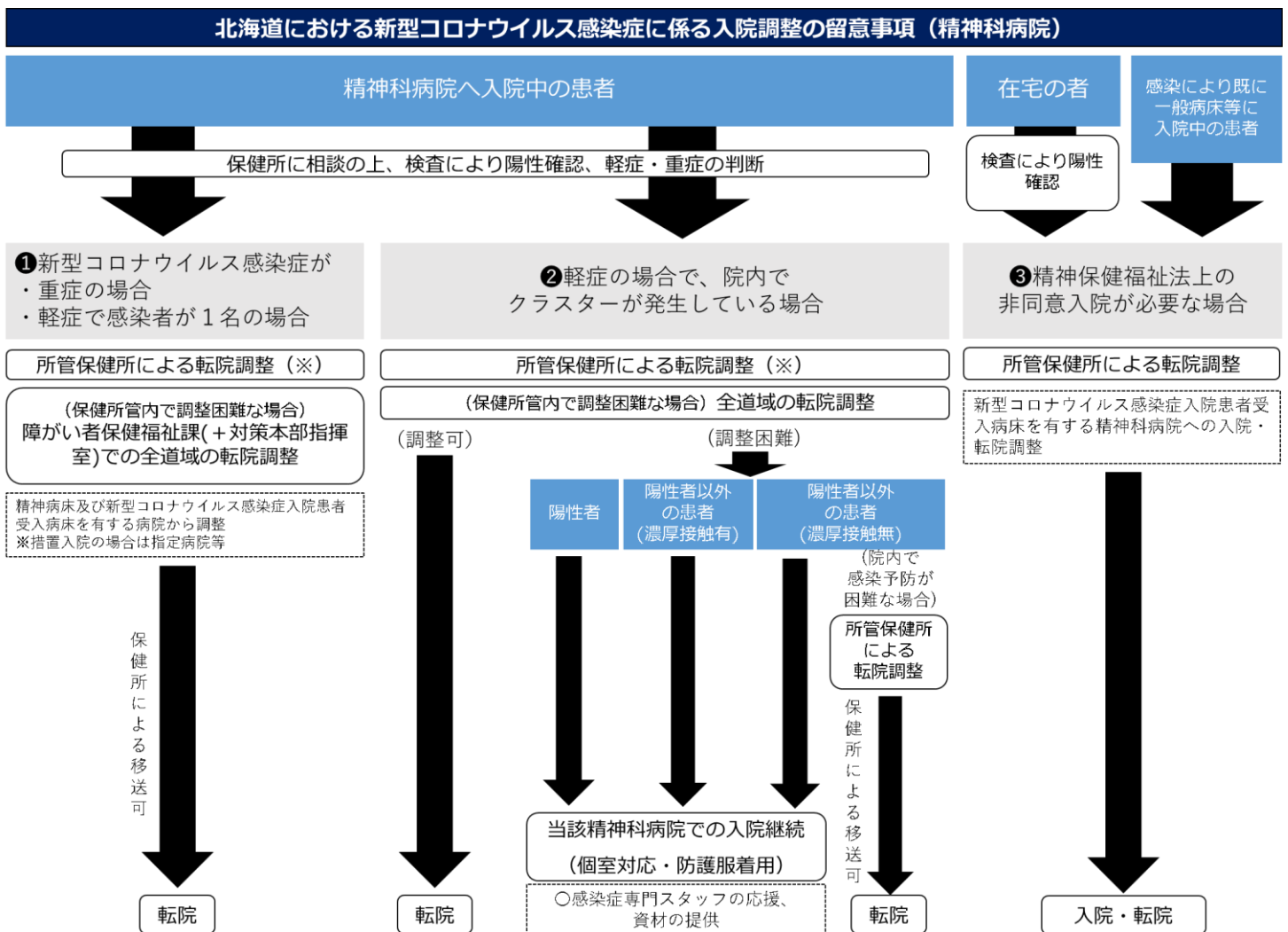


精神保健医療分野の新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について

1 北海道における新型コロナウイルス感染症に係る入院調整の留意事項（精神科病院）

- 「北海道における新型コロナウイルス感染症に係る入院調整の留意事項（精神科病院）について（通知）」（障福第 319 号令和 2 年 4 月 23 日障がい者保健福祉課精神保健担当課長通知）により、精神科病院で新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の基本的な入院調整フローを提示。
- 令和 2 年 11 月 30 日に再周知するとともに、各医療機関へ以下の事項を依頼。
 - ① 職員や患者の感染防止策や体調管理の徹底
 - ② 予めマニュアルを作成するなど、感染者・疑い患者が発生した場合の迅速な対応の備え
 - ③ 感染が疑われる者が発生した場合の迅速な管轄保健所への連絡（入院患者の場合は疑似症患者の発生届、職員の場合は検査を受けた時点で情報提供の電話連絡）



※ 措置入院の場合の転院の調整に当たっては、精神保健福祉法施行細則第 6 条に基づく手続が必要

2 クラスター発生施設・宿泊療養施設におけるこころのケア活動

- 道立精神保健福祉センターにおいて、クラスター発生施設や宿泊療養施設において、職員や宿泊療養者に対するこころのケア活動を実施（別紙1）

3 集団感染発生時等の支援事業

- 医療機関や社会福祉施設において集団感染が発生した場合等には、新型コロナウイルス医療チーム派遣事業・北海道 COVID-19 支援ナース事業・介護職員等派遣事業費補助金等により、応援職員の派遣に係る費用を負担する仕組み等を整備。

（参考）：道内の医療機関・社会福祉施設における集団感染発生状況（R3/3/11 時点）

| | |
|--------|--------|
| 医療機関 | 62 施設 |
| 社会福祉施設 | 100 施設 |

4 精神疾患を有する新型コロナウイルス感染症患者に係る対応事例等

- 今後の対応の参考とするため、これまで保健所において対応してきた精神疾患を有する新型コロナウイルス感染症患者に係る対応事例等をまとめた（別紙2）。